

令和2年度第1回
文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和2年12月15日（火）

14：01～16：03

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第2委員会室

文京区都市計画部住環境課

○有坂幹事 それでは、ただいまより令和2年度第1回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当しております都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。本日の資料は、あらかじめお送りさせていただいておりますが、内容の修正を行いましたため、2度お送りしております。2度目にお送りした資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局にお声がけください。よろしいでしょうか。

お送りしている資料は、次第、両面印刷の委員及び幹事の名簿、座席表がA4の用紙でそれぞれ1枚、資料第1号、文の京都市景観賞の見直しについて（案）、資料第2号、文の京都市景観賞の選考基準について（変更案）とあるA4の用紙がそれぞれ1枚、そして、右肩に参考資料第1号として、現行の実施要綱が選考基準等を併せて両面印刷で2枚と、同じく両面印刷のA4横書きの参考資料第2号、文の京都市景観賞受賞物件リストが1枚ございます。全ておそろいでしょうか。

続きまして、委員、幹事の欠席について御報告いたします。本日、清水委員、米田委員及び大畑幹事が所用のため欠席との御連絡をいただいております。

最後に、会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してから御発言いただき、終了しましたらスイッチをお切りいただきますよう、お願いいたします。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い、進めさせていただきます。

まず、初めに委員の委嘱を行います。本審議会の委員につきましては、令和2年9月1日から任期が始まっております。皆様には、委員就任について御了承いただいているところでありますが、ここで改めて成澤区長より、お一人ずつ委嘱状をお渡しさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、自席にて御起立いただき、委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。なお、区職員選出の委員及び幹事につきましては、既に任命を行っております。

では、区長、よろしくお願いいたします。初めに、区民公募委員の委嘱でございます。太田惇様です。

○成澤区長 委嘱状 太田惇様。文京区景観づくり審議会委員を委嘱します。令和2年9月1日付けとなります。文京区長、成澤廣修。

どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 八木俊樹様です。

○成澤区長 八木俊樹様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 藤塚和弘様です。

○成澤区長 藤塚和弘様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 武田知久様です。

○成澤区長 武田知久様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 橘一洋様です。

○成澤区長 橘一洋様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 次に、学識経験者選出委員の委嘱でございます。

伊藤香織様です。

○成澤区長 伊藤香織様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 岸田省吾様です。

○成澤区長 岸田省吾様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 土田寛様です。

○成澤区長 土田寛様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 最後に、区議会議員選出委員の委嘱でございます。

浅川昇様です。

○成澤区長 浅川昇様。どうぞよろしく願いいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 山田浩子様です。

○成澤区長 山田浩子様。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 金子輝慶様です。

○成澤区長 金子輝慶様。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 宮本伸一様です。

○成澤区長 宮本伸一様。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 山本一仁様です。

○成澤区長 山本一仁様。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 高浜直樹様です。

○成澤区長 高浜直樹様。どうぞよろしくお願ひいたします。

(委嘱状交付)

○有坂幹事 それでは、審議会の開会に当たりまして、成澤区長より御挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願ひいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは、区長の成澤でございます。

本日は、令和2年度第1回文京区景観づくり審議会を開催しましたところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、今回、本審議会は新たな任期を迎えております。岸田先生をはじめ、今回新たに御就任をいただいた方もいらっしゃいますし、学識経験者の先生方のように引き続きの御協力をいただく方たちもいらっしゃいます。

本日、諮問をいたしますのは、文の京都市景観賞の見直しについてでございます。本来であれば、今年度の景観賞は、ちょうど節目の20回目を迎える予定でございました。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、今回は中止とすることといたしましたが、この機会を前向きに捉えて、本区の魅力的な景観を改めて発見、発信していくために、現行の賞の見直しを行ってまいりたいと思います。

区民はもちろん、訪れる多くの人々が、文京区の景観は素晴らしいと思っただけのように、坂と緑と史跡をつなぎ、魅力あふれる景観形成を区民とともに今後とも進め

てまいりたいと思っております。

本審議会の委員の皆様におかれましては、本区の良い景観の形成に引き続きお力添えいただきますことをお願い申し上げて、2期の冒頭に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○有坂幹事 ありがとうございます。続きまして、会長及び会長職務代理の選出を行いたいと思います。

会長につきましては、文京区景観づくり条例施行規則第26条第1項の規定により、委員の互選によって定めとなっております。本日はお二人御欠席となっておりますが、どなたか御推薦等いらっしゃいますでしょうか。

○土田委員 よろしいでしょうか。

○有坂幹事 はい。

○土田委員 土田でございます。いつもお世話になっております。

会長の選出ということにつきましては、やはりこれまでの御経験ないしはその学識も含めた部分で、岸田省吾先生にぜひお願いできないかと、引き続きお願いするのがよろしいかと思っております。

○有坂幹事 岸田委員の名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○有坂幹事 それでは、岸田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、会長職務代理の選出ですが、文京区景観づくり条例施行規則第26条第3項の規定により、あらかじめ会長の指名する委員となっております。会長、御指名をお願いいたします。

○岸田会長 これまでの御経験、学識の深さから清水先生、清水委員をお願いしたいと思っております。

○有坂幹事 では、本日御欠席ではございますが、清水委員に会長職務代理をお願いしたいと思います。

それでは、ここで改めまして、岸田会長から御挨拶をいただきたいと思っております。会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 このような中で、多数の委員の先生方、それから区長さん、区の職員の方々御苦労さまです。大変な状況ですが、今年度もしっかりとまちづくりの行政に携わっ

ていきたいと思っております。

先程、区長さんからもお話がありましたが、今年度はこの景観賞が始まって20回目ということで、本当に節目の年でございます。

本来でしたらオリンピックが開かれていて、文京区は都心の中でも非常に特徴があり、国際的にも注目される絶好の機会だったんですが、残念なことに、このような状況になりましたが、区長さんのおっしゃるような意味1つの節目、20回目の賞でございますので、新しい文京区の魅力なりを世界に発信していく、そういう積もりで見直しをしていきたいと思っております。委員の先生方、どうぞよろしく願います。

○有坂幹事 ありがとうございます。

続きまして、区長より、審議会に諮問がございます。区長、よろしく願います。

○成澤区長 文京区景観づくり審議会会長 岸田省吾様。

文京区景観づくり条例第25条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

文の京都市景観賞の見直しについて

以上でございます。どうぞよろしく願います。

(諮問文手交)

○有坂幹事 区長は公務の関係上、ここで退席をさせていただきます。

○成澤区長 どうぞよろしく願います。

(成澤区長退席)

○有坂幹事 続きまして、区職員の委員及び幹事を御紹介いたします。

まず、委員を御紹介いたします。都市計画部長の高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋です。よろしく願います。

○有坂幹事 土木部長の吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。どうぞよろしく願います。

○有坂幹事 施設管理部長の鵜沼委員でございます。

○鵜沼委員 鵜沼です。どうぞよろしく願います。

○有坂幹事 教育推進部長の山崎委員でございます。

○山崎委員 山崎です。よろしく願います。

○有坂幹事 次に、幹事でございます。

企画政策部企画課長の新名幹事でございます。

- 新名幹事** 新名と申します。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 都市計画部都市計画課長の澤井幹事でございます。
- 澤井幹事** 澤井でございます。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 土木部みどり公園課長の吉本幹事でございます。
- 吉本幹事** 吉本です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 施設管理部整備技術課長の川西幹事でございます。
- 川西幹事** 川西です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 教育推進部教育総務課長の松永幹事でございます。
- 松永幹事** 松永です。よろしくお願いいたします。
- 有坂幹事** 最後に、都市計画部住環境課長の有坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは次第に従い、議事に入らせていただきます。進行は岸田会長にお願いすることといたします。

会長、よろしくお願いいたします。

- 岸田会長** では、早速始めたいと思います。先程区長から諮問がございましたとおり、今日の議題は文の京都市景観賞の見直しについてです。

今回は景観賞の内容を見直し、答申を行いたいと思います。まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

- 有坂幹事** はい。それでは、資料第1号、文の京都市景観賞の見直しについて（案）を御覧ください。

まず、これまでの経緯ですが、景観賞は、平成13年度から昨年令和元年度までの間、19回実施してまいりました。区長の御挨拶にもございましたように、本来であれば今年度が20回目の節目となっております。賞については「景観創造賞」、「ふるさと景観賞」、「景観づくり活動賞」、「景観広告賞」の4賞を選定し、表彰を行っております。各賞の受賞物件数は、御覧のとおりでございます。また、参考資料第2号に、これまでの受賞物件を一覧にしてございますので、御参照ください。

次に、景観賞を19年間実施してきたの課題ですが、大きく3点抽出しております。まず1点目、応募者の高齢化と応募者の減少があります。写真撮影や散策などに興味を持たれていて、景観賞にも関心を示してくださった方々が御高齢になっていたり、そう

いった方々の応募が少なくなってきたりする状況がございます。

2点目として、景観創造賞とふるさと景観賞の違いが不明瞭であることです。これは以前にも議論されたことがある内容なのですが、同じ建物であっても新しい景観を創り出している建物だと感じる人もいれば、昔からあるものなのでこの建物を見るとふるさとを感じるという人もいるというように、人によって見方や感じ方が違うため、審査がしにくい、悩ましい、そういった御意見がありました。

3点目として、景観づくり活動賞と景観広告賞については応募件数が少なく、近年も受賞物件がないといった状況がございます。

これらの課題を踏まえ、今後の景観賞がより魅力的で、かつ区民等への啓発に効果的な事業となるよう、事務局として改善策を検討いたしましたものが次にある賞の統合と創設です。

まず、統合についてですが、先程違いが分かりにくいと課題に挙げた景観創造賞とふるさと景観賞、さらに景観広告賞の3賞を統合し、(仮称)まちなみ景観賞とすることを考えております。

景観広告賞はその名のとおり広告、主に看板に対して与える賞になりますが、応募件数が少ないことや、応募があっても受賞に至らないといったこと、また、看板広告はまち並みの一部であることを考慮し、統合することを考えております。

また、本日、御欠席されております米田委員から、昨年度第2回目の本審議会において、景観向上の促進と景観賞の対象物や対象者の裾野を広げたいという御意見がありました。

景観創造賞を受賞する物件は、著名な建築家や大手設計事務所などが関わっているものが多いが、創造賞は無理でも奨励賞などをあげてもいいものが区内には結構あると。そこで大小を問わず、景観形成に貢献するような建物を造った設計事務所などを表彰することで、より景観に関心を示して欲しい、そういった趣旨のものとなります。

そこで、事務局案を資料に記載しておりますが、(仮称)まち並み景観賞の中に、景観形成に貢献した建築物等の設計者を表彰対象に加えます。また、応募に当たっては、これまでも自薦・他薦ともに可でしたが、設計者等事業者が自薦の場合、設計等をする上で、景観形成に配慮した事項について、応募用紙に記入してもらうことを考えております。また、建物等については、敷地面積が200平方メートル以上の物件と200平方メートル未満の物件とに対象を分けることで、中小の設計事務所も選定されやすいよ

うに配慮しております。

続いて、創設についてです。未来を担う子供たちに写真を撮るということをとおして、景観への興味や関心を持ってもらうことを目的とした（仮称）こども景観写真賞を創設することを考えております。

ほかの景観賞の選考は、応募者が送ってくれた写真を基に、現地調査を行った上で決定しますが、こども景観写真賞は、写真そのものを評価していただく写真コンテストになります。賞の選考に当たっては、プロのカメラマンにも審議会に参加していただき、御意見をいただくことを考えております。

資料第1号の下段に、現行の賞から変更案への推移を示しております、点線より下側が、詳細というような形になっております。

本日御審議いただきたい点は2点ございまして、ただいま御説明いたしましたとおり、1点目は、景観創造賞・ふるさと景観賞・景観広告賞を統合し、新たな賞、仮に「まち並み景観賞」としておりますが、賞の名称・賞の対象・選考基準などについて。2点目は新賞として、こちらも仮に「こども景観写真賞」としてありますものの創設に当たり、賞の名称・賞の対象・選考基準などについて御審議いただきたいと思っております。

以上の2点について、委員の皆様の御意見を賜わりたく存じます。よろしくお願いたします。説明等は以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。それでは、審議を開始したいと思いますが、いかがでしょうか、御意見のある方はどうぞ。

○太田委員 太田と申します。

○岸田会長 太田委員、どうぞよろしく。

○太田委員 写真賞の対象者が児童ということでは、多分、小学生の5、6年を考えていると思うんですが、小学生よりも幅を広げて、生徒及び児童として中学生も対象にしたほうが、より判断といいますか、感性が優れているところもあるんじゃないかと思えますので、児童に限らず生徒及び児童とされてはいかがでしょうか。

○岸田会長 ありがとうございます。個別に審議していくということにいたしますか。事務局から補足ありますか。

○有坂幹事 ここでまず、なぜ児童を対象にしているかということですが、今年度の住環境課の重点施策といって、区が重点的に行っていく事業として、「文京パチリ」という事業を実施しました。それが児童を対象にプロのカメラマンのレクチャーをまず受け

て、その後写真を撮りに行っていただいて、その写真をみんなの前で発表するというようなことを行い、カメラで写真を撮る、まち並みを見るというところから、景観に少しでも興味を持って欲しいということをそのまま賞に引き継いでいって、より景観に対する関心を深めて欲しいということがあります。また、対象を広げることで、写真のコンテストになってきますので、応募件数がかなり増えるのではないかと予想しています。そうしますと選考に当たりまして、今日御欠席ですが、米田委員を座長に区民公募委員の皆さんでまず選考していただくんですけど、その際の御負担もかなりかかるのかなということもありまして、まずは小学生を対象にということ考えているところです。

○岸田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○太田委員 今の御説明は、それなりのきちんとした論理的な御説明だったので、あえて反対は申し上げませんが、それならば、こういった基準というのが数年続くものですから、取りあえず新しく創設して、2年とか3年経って改めて見直すと、そのときの応募状況、作品内容ですね。それ程審査する先生方の御負担がかからないようならば、ずっと続けるというよりも年限をある程度定めして、改めて何年か経って見直すということとを附帯として決めて、実施されてはいかがでしょうか。

○岸田会長 どうでしょうか。

○有坂幹事 はい。その辺りは今太田委員もおっしゃられたように、応募件数ですとか、より関心を持ってもらう年代を下げたいという気持ちがあって、児童ということにしておりましたが、中学生まで対象を広げるということは今後検討していける内容だと思いますので、今後検討していきたいと思っております。

○岸田会長 ありがとうございます。この件についてほかに御意見ありますか。浅川委員、どうぞ。

○浅川委員 浅川です。よろしく申し上げます。

私も似たような考えを持っておりまして、児童って書いてあったからもう小学生だなと思っていたんですけども、例えば高学年と中学年とか、あるいは学年別とかそういう分け方をするのかどうか、もう一緒に小学生というくくりでやるのかちょっとお聞きしたかったんです。お願いします。

○岸田会長 どうぞ。

○有坂幹事 今考えているのは、特に低学年、中学年、高学年と分けて考えてはいないのですが、今日御審議される中で、やはり年齢が低いほうがそういった技術的にも拙い

ということもあるでしょうから、そういうレベルに、学年に合わせた賞をということであれば、それが審議会としての総意ということであれば、それは可能だと、やっていけると考えております。

○**岸田会長** ありがとうございます。具体的なことにつながるんですけど、そもそもこの写真賞は幾つぐらいの受賞作というんですか、表彰をする予定なんですか。

○**有坂幹事** 基本的には1点かなということでは考えておりましたが、そういう学年別で複数出てくると、優秀な作品があればそれを複数表彰してあげることが、より未来につながっていくと、文京区の良い景観形成につながっていくということであれば、それは複数であってもよろしいと考えております。

○**岸田会長** いかがでしょうか、今の問題ですが。山田委員、どうぞ。

○**山田委員** もともとの課題のところにも、応募者の高齢化及び減少というふうにも書いてありましたよね。ということはやはりこの課題に結び付ける意味でも、このこども景観写真賞というところをもう少し太田委員や浅川委員が言われたように、厚くしてあげるのも1つかなというふうに思いました。

あと、今までに例えば中学生の応募で、今までの賞で景観賞とかふるさと景観賞とかあった中で、ちなみに中学生の応募というのはあったんでしょうか。

○**有坂幹事** 恐らく今まで学生からの応募というのとはなかったと思います。

○**山田委員** それであるならば、なおさらやはりこのまち並み景観賞に中学生が応募してくるということは、ままないかなというふうにも考えられますし、このこども景観写真賞の中に幾つかのグループ分けで、ここをやはり厚くしてあげるというの、これからの文京区をずっと彼らが見ていくので、すごく大切な部分かなと私も感じました。意見として。

○**岸田会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。すみません、こちらがお先だったのでどうぞ。

○**橘委員** 橘でございます。ちょっと質問なんですけど、こども景観写真賞というのは、子供が撮った景観の写真に与えられる賞なのか、あるいは従来のように景観そのものが対象といいますか、建築物とかそういうものに与えられるのか、そのどちらに対しての賞なんですか。

○**岸田会長** これは先程の御説明のとおり対象は写真でございます。

○**橘委員** 対象には、特に写ったものに与えられるということではないということですか。

ね。

○岸田会長 そう解釈してよろしいんですね。

○有坂幹事 写真そのものです。今までは写真はあくまでも、この景観がいいよという1つの応募の手段として送っていただいていたので現地を見に行っていたので、周りの景観も含めて景観賞ということにさせていただいていたんですが、この写真賞は写真というその作品に対して与える賞になります。

○岸田会長 ちょっと私の立場から1つ質問ですが、やはり景観に関わる写真ですよね、当然ですけども。その景観が美しいとか面白いとかということもあるかもしれないけど、写真としてとにかく、景観を扱った写真として面白いものが選ばれるということですよ。

○有坂幹事 ここがなかなか児童を対象にしているもので、判断の難しいところなんですけど、やはり児童、低学年、中学年、高学年で感じるところが違うと思うんです。そうしたときに、先程ちょっとお話ししました「文京パチリ」という重点施策にしても、子供のその視点を大事にしていこうということで行っている事業で、カメラのファインダー越しに見る景色やまち並みに興味を持ってもらうことから、景観というものへの関心につなげていきたいということで行っている事業ですので、そういった趣旨をこの賞にも当てはめると、必ずしもその「まち並み景観」、建物をうまく撮ってあるからいいということではなくて、例えば神社の灯籠の、その隙間に何かがあったとかそういうのも委員の皆さんが、これが面白いねということであれば、そういったものにも賞を与えてもいいのではないかと考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。山本委員。

○山本委員 すみません。提案をいただきまして、こども景観写真賞ということで非常にいい視点だと思います。この間、私も景観の審議会のほうには数多く出席させていただいておりましたけれども、1つの大きな課題だったということで私も認識をしておいた1人でございます、今後どのようにこの景観賞について拡大、事業の拡張、どうしていくか課題だったと思いますが、この視点は非常にいいと思います。

それで1つ参考までに、恐らく行政の人たちは御存じだと思いますけども、もう法人格を取った文京区にある文京建築会というのがあって、そこで絵はがき大賞というのを毎年、区長賞なんかも含めて区内の小学校から500、700位集まっているのかな。絵はがき大賞ということで、各小学校からはがきで届くんですけども、そういった事業

がもう十数年やっているところが、文京建築会というのがあるんですが、そういったところともこういうことをやるので連携すると、1つの突破口というか、そういうことになっていくなと思ひまして、絵はがきですから、描く絵と写真と違うところは違いますが、例えはそういう子供や児童に、こういったものもあるよと案内を出すと、また興味を持って、観点としては同じ観点になると思うので、それが絵から今度は写真になるということで、今、小学生でもすごくスマホとかでぱちぱち写真を撮って、結構みんな才能があると思うので、さっき言った灯籠の中に、子供だからこそ気付く視点というものもあると思うので、そういったことも参考にさせていただければなというふうに、もしやるのであれば1つの案として思ひました。

○岸田会長 そのような御提案がありました、特に文京建築会のほうとの連携については、どのような可能性がありますかね。

○有坂幹事 そうですね、今特に文京建築会と連携しているということはないんですが、今日御欠席の米田委員も建築士事務所協会からの御推薦で来ていただいていますので、そういった団体とこれからいろいろな連携を図りながら行っていくというのは十分に考えられるので、何かしら考えていきたいと思ひます。

○岸田会長 ありがとうございます。少なくとも、広報のサポートをしていただくということくらいは取りあえずできそうですね。今後検討していくということで。武田委員、どうぞ。

○武田委員 武田です。私は前回もこの公募委員をやらせてもらったんですけど、米田さんともいろいろ検討する立場にいましたけど、この賞はやっぱり1点しか受賞できないんですね。それでやっぱり横並びでそんなに甲乙付け難いというのもありまして、副賞じゃないですけど、もう少し受賞、それから小学生なんかは良くやったよという意味からすれば、その受賞対象を、この賞をこういうふうに分けると同時に、各賞をもう少し手厚く、受賞対象を広げたらいいかなというのは非常に気になっています。

それと、応募された景観写真が本当にその子供が撮ったのかどうかというのは何か、いや、あると思ひます。その辺はどういうふうにお考えになっているのかなと。

○岸田会長 ありがとうございます。最初の賞の数についてなんですが、これは規定からすると1点という何か明文化されたものはあるんですか。

○有坂幹事 はい。参考資料第1として、文の京都市景観実施要綱がお手元にあると思ひます。その第2条に「都市景観賞は、原則として、1回の実施につき、賞をそれぞれ

1点ずつ決定する」となっております。

○**岸田会長** 原則ですよね。実際も複数受賞というのはこれまで、確かありましたよね。

○**有坂幹事** 参考資料第2号にお示ししておりますが、例えば第13回目のふるさと景観賞は、駒込富士神社と天祖神社参道ということで、1つの賞を2つの物件が取っております。第8回もそうですし、あと第11回は景観創造賞がありませんでしたが、ふるさと景観賞が2物件取っているということもありますので、特にいいものであれば、表彰していくということでもよろしいのかなと思います。

○**岸田会長** そのような見解なんですけど、どうでしょうか。

○**武田委員** 分かりました。引き続き複数受賞できるということでもいいんですね。

○**岸田会長** そうですね、実際もそうだとこのことのようにです。たかはま委員ですか。

○**たかはま委員** たかはまと申します。今、武田委員がおっしゃったようなこと、全く同じことを考えておまして、やはり特にこども景観写真賞については頑張ったねというところがしっかり伝わるというのかなと思っています。賞として1つ選ばれるというのもすごく大事なんですけども、プラスアルファで「面白いで賞」とか「頑張ったで賞」とか子供らしい、ちょっとまち並み景観賞、景観づくり活動賞とは違った視点で評価できるといいかなと思っています。

実は私、文京パチりに娘と参加させていただいて、すごい良かったんですね。何が良かったかというと、みんなで撮ってそれを専門家の先生が見てくださるんですけど、一切評価はしない訳です。でき上がった写真を見てみると、確かにすごく上手くて、アイスクリームがでろっと溶けかかっている、後ろがぼやけてたみたいないい写真もあれば、うちの娘なんか初めてカメラを手にしたようなところで、ただ道を撮っただけというようなところがあるんですけども、その中からも、写真なりの良さというのを先生が見付け出してくださって、最後にフォトブックにまとめて送ってくださったんです。そういうところがこども景観写真賞の面白さになってくると、つながってくるとすごくいいかなというふうに思います。

なので、今までの賞のようないいものを選ぶというのとはちょっと違った視点だとすごく助かるなというのが1つと、もう1つ、課題の応募者の高齢化というところで、もう少しこれほどの賞にもですけども、応募しやすくしていただけると助かるなど。特に中高生がこれからも応募するということも期待すると、例えばSNSでLINEなんかで撮って送れるというような仕組みも検討していただけるといいのかなというふうに

感じております。

○岸田会長 ありがとうございます。今のたかはま委員の御意見の前に、先程武田委員のほうから、応募作品が本当に子供が撮ったものかどうかというのはどうやって分かるのかという御意見が出ましたが、その辺どうなんですかね。

○有坂幹事 それはもう応募者の良心に任せるしかないと思っておりまして、判断のしようがないと思うんです。小学生であっても本当にすごくカメラとかに親しみがある人であれば、大人顔負けの写真を撮るような子供もいると思いますので、そこはもう出してきたものを信用するしかないというふうに考えております。

○岸田会長 分かりました。簡単ではない問題なんですけれど、どうですかね、ほかの委員も含めて、御意見があれば。どうぞ。

○藤塚委員 藤塚です。よろしくお願いします。これまでと違って写真を対象にするということで、今、デジタルがほとんどだと思うんですけど、出力とか現像あるいはその加工の仕方によって全然出てくるクオリティーが違ってくると思うんですけど、その辺の規定をしっかりとしないと多分審査も混乱すると思うんです。その辺はどのようにお考えですか。

○有坂幹事 そうですね。確かに先程も申しましたように、小さい頃から写真だとか、今、藤塚委員おっしゃいますようにパソコンなんかになじみがある子供だと、十分にそういった加工もできると思うんですが、そういった人たちは少ないのかなというふうに考えていまして、今回対象が児童だということもあって、あまりそこまでの規定をがちがちにというのは考えてはいなかったんですが、やはりそういうところで規定を設けて、応募していただくということが必要であるのなら、その辺は考えていきたいと思います。

○岸田会長 これについては、先程のたかはま委員からの御指摘があったと思うんですけど、その応募のしやすさで、SNSとかLINEで応募ができるようになると、必然的にこういった問題も出てくると思うんです。それで現時点で事務局のほうでお考えの、その応募作品のフォーマットというのは、具体的に何かあるんですか。紙焼きに限定する、あるいはデータで限定するといったようなことで。

○有坂幹事 今は特に何に限定ということはないんですが、従前行っている紙ベースで出しているものと、あとは今も文京区のホームページからも応募することができるようになっていきますので、その二通りは変えないでそのままかなというふうに考えておりましたが。

○**岸田会長** なるほど、分かりました。いずれにしろ基本的には何かフォーマットが統一されてないとお話になりませんよね、選定の過程で。その点についてはこれまで文京パチリですか、相当実績がおありなんで、特に問題点というのはいないんですか。

○**有坂幹事** 文京パチリは初めて今年度開催したもので、まだ1回しかやってはいないんですが。

○**岸田会長** 1回でも、特にどういうフォーマットで出して混乱が起きたとかということとはなかったんですか。

○**有坂幹事** そうですね、スマホであったり普通のコンパクトカメラ、一眼レフいろいろお持ちでしたが、その撮ったものを加工してあるようなものというのは出てきていなかったかなと思いますし、混乱は起きてはおりません。

○**岸田会長** 加工してあったとしても、そのフォーマットが1つであれば、そのものとして紙焼きなら紙焼きとしてきれいだったら、面白ければそれでいいという割り切りができますよね。要するに加工の有無を追跡するというのはちょっと事実上無理ですよ。そこさえしっかりすればいいのではないかという気がするんですけども。

この問題に関しては、ほかにいかがでしょうか。どうぞ、橘委員。

○**橘委員** すみません、先程山本委員のほうからお話があった絵はがき大賞についてですけども、私も以前絵はがき大賞に応募して、佳作をいただいたことがあるんですけども、これは絵でもいいし、写真でもいいということになっているんです。現実的に写真の応募者、受賞者もかなりの数あるということで、先程の建築会のほうですか、そことの連携というか、その辺でうまく整理しないと全く同じものがどちらにも応募して、賞ももらえるということになるし、それから応募する側も、こちらはこういうふうに応募、趣旨がどうも重複するような部分があって混乱を招くんじゃないかというふうにちょっと思います。

○**岸田会長** これについてはいかがですか。今のところは両方応募しても構わないという、あるいは特にその辺の規定はないということですか。

○**有坂幹事** 特にそこは考えてはいなかったもので、規定はないです。

○**岸田会長** よくこの手の賞では、既に賞をもらっているものについては重ねて応募することができないという規定が多いと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。検討する必要は何かありそうな気もするんですけど。

○**有坂幹事** そうですね、確かに同じ作品で同じ人がいろんなところで受賞するという

のものはないのかもしれないですが、今、会長おっしゃられるように、同じ作品で1人の人が数々の賞を取っていくのではなくて、より対象を広げるといいますか、そういうためには制限を設けたほうがいいのかなどは思います。

○岸田会長 いや、私は重複して応募するのが絶対駄目とかって言っている訳じゃなくて、もちろんそれも可能性はあると思うんですが、むしろほかの委員の先生方はいかがでしょう、この件については。土田委員、どうぞ。

○土田委員 とても子供の、要はちょっと個人的には課題として、応募者の高齢化があるから子供をターゲットにしていくというのはちょっと言葉としてというか、心情的にそれはおかしいだろうという、要は高齢者も子供も全て文京区民であるという趣旨に立ち返ると、そのロジックはちょっと賛成してないんですが、子供さんを巻き込んでいくという話については、とてもいいことだと思いますので、ぜひこの種の対応していくべきだというふうに考えました。

それで少々議論が出ておりますけど、実は先程たかはま委員がおっしゃった応募のハードルを下げるという話は、個人的には、規制緩和のロジックの中で今ありだと思うんですけど、一方で、私は超アナログ人間、年寄りなので、なるべくその種のネット社会とかデジタルには触らないようにしている、危険なのだと思うんですけど、要は今あまりにもSNS、インターネットに対する若者のアクセシビリティが高過ぎて、結果何が起きているかという、例えば今回写真なので盗用もしくはヘイト等の技術と実は直結しやすいとっていて、これ恥ずかしい話なんですけど、学生の設計もデジタル化をしているがゆえに、オリジナルが分からないんですよ。あまりにも広い世界から盗んできちゃうので、論文はそれはもうできないようにシステムを開発してあるので、論点はパクった瞬間にアウトです、それは検索エンジンがあるので。

何が言いたいかというと、デジタルを使うのをプログラム、小学校教育等も変えてやっているのは分かりますけど、そこに付随する危険性と罨をきちんと教えてあげないといけない。それをデジタルを使ったらちょっと難しいと思っているので、できれば、もしかすると相反する、ハードルを上げるかもしれないんだけど、そこには手続が必要で、例えば嫌らしい話で、フィルムカメラは今子供のインスタントカメラはすごくはやっているんですよ。そういうアナログの写真であれば、もうそれはおまえのオリジナルだよ。同じようなものがあっても、おまえが撮っておまえが物理的に処理したものだからねということが分かると例えがいいのかなとか、ちょっと考えました。

もう1つ先程建築会の絵はがきの話。僕の認識としては、建築会は建築家の集団なので、アーティスト集団なんですよ。先程、たかはま委員がパチリのほうはプロの写真家が講評してくれるところがいいと言ったんですけど、逆にここで創設した写真賞に、誰が審査するんだって話になったときに、失礼な言い方なんですけど、公募委員の方たちは、中にはもちろんそれぞれの委員の御専門別にいろいろあると思いますけど、集団としてアーティストでもなければ専門家でもないの、今、この次のページの基準を見ると、構図とアイデアがいいものっていつているのを、皆さん、丁々発止やってもまとまりがつくんかなという失礼な話なんですけど、とても難しい。そっちのほうのハードルが高いなと思ったので、その辺例えばデジタルではなくてアナログの写真ターゲットにして、例えばしかるべきアドバイザーを入れつつ、みんなでこれがいい、基準とあれの矛盾はあるんですけど、ある種、審査委員会、ブラックボックス化してしまって、芸術家の審査はブラックボックスなので、好き嫌いで決まっているとは言いませんけど、そういうものなのでとやったほうが例えば抜け道と言うと語弊があるんですけど、あるかななんてちょっと思いました。

幾つか運用方法については工夫が要るなというのが、ちょっと感想を含めた意見です。すみません。

○岸田会長 ありがとうございます。土田委員の御指摘は幾つかの問題に絡んでくるんですが、まず議論しやすいところからすると、アナログがいいんじゃないかという、要するに応募のフォーマットをかなり絞り込むと、コピーができないようにしたらいいんじゃないかというお話だったんですが、この辺についてはいかがでしょうか。まず、そこからいきますかね。

○土田委員 応募数が一気に減っちゃいますかね。

○有坂幹事 事務局の考え方から述べさせていただきますと、やはり先程も委員からもお話ありましたように、今、皆さん子供でもスマホだったり携帯であったりというのをお持ちで、そういったカメラでまちを歩いているときに、下校時でも何でもいいんですけど、そういうときにぱっと撮ったものを送ってもらえれば、よりいいかなとかというふうに思っているんです。撮ると言うことが簡易的にできる、それをあえてフィルム写真にするとなると、それを普段持ち歩くというのも今はないですし、ただ、今、確かに若い世代に「写ルンです」とかはやっているということはあるかと思うんですが、児童に限ってという、そういったものを買うお金も必要になってきます。

であれば、今持っているデジカメなりスマホなりというものを活用していただくのが、よりいいのかなというふうに考えているのと、今の、質問とはちょっと違いますが、冒頭にも御説明したんですが、写真を選定するに当たっては、プロのカメラマンにもこの審議会に御出席いただいて、その作品に対しての御意見はいただこうと考えておりますので、その御意見を参考に、委員の皆さんで審議をしていただいて選定していただければというふうに考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。1つはアナログの応募を禁止するという訳ではないけれども、やはり手近にある機材で、新たに何か買わないといけないということのないような配慮をするということだと思います。

それと審査のほうの問題は、最初の御説明でもあったんですが、プロの写真家が入ると。もちろんその写真家が決めるというよりも、それを踏まえてこの審議会で結論を出すということでございますよね。ですので、その辺、僕らは写真については素人かも分からないけど、一応専門家の御意見も踏まえるということ。

○たかはま委員 たかはまと申します。

○岸田会長 どうぞ、たかはま委員。

○たかはま委員 裾野を広げるという方向性はすごく賛成なんですけれども、お話をいろいろ伺ってちょっと気になったのが、文京区の観光写真コンクールもずっと続けられているものですが、それとの棲み分けがパチッと撮って応募できるようになるとどうなってしまうのかなというところを教えてくださいなと思います。

○岸田会長 どうでしょうか。

○有坂幹事 事業をやっていることは分かっていたんですが、そこの関連性ということまでは考えてはいなかったんですけど、先程も文京建築士会でやっている絵はがき大賞も、写真も応募できるというようなこともありましたので、文京建築士会であったり、あとは観光協会だったりというところと連携しながら、対応していければなというふうに考えております。

○岸田会長 ありがとうございます。先程のやはり絵はがき大賞の話と絡んでくるんですが、基本的なところで、区内で写真に関わるいろいろ賞が用意されているというお話で、それを基本的に意識しながら受賞作を選んでいくのか、それとは関係なく、こちらはこちらの視点から評価して選ぶと。結果として幾つも賞を取る方が出てくるかも分からないけど、それを許すか許さないかという、そういう問題かと思うんですが、これに

関してはいかがでしょうか。

本当に素晴らしい写真が撮れた、そういうお子さんがいらっしゃったら、別にあれも取った、これも賞をもらったということでもあるのかなという、個人的な印象ですけれどもと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤委員 伊藤です。今の会長のお話に直接答える話ではないんですが、このこども景観写真賞が何を狙いとして、どういう基準でやるのかということが一番大事なのかなと思っているんですが、最初に御説明あったとおり、やっぱり景観に対する意識とか視線みたいなものを、子供の頃から育てていくということだと思っております。この選考基準のところに書かれている2番目の方は、対象が景観であるということをいっているんだと思っておりますが、1番で、児童が撮影したもので構図やアイデアが優れているものということで、アイデアとか先程の話は視点ということだったかと思っております。そこが一番大事なのかなと思っておりますが、それに合致していればいいのかなとは思いました。

私、大学の授業で、1年生の授業で、あるテーマを出して写真を撮って来させるという課題を出しているんですが、構図、やっぱり意識的に撮るということがすごい大事で、この景観というか、それは必ずしも景観だけではないんですが、今撮っているものの中にどういう視点で何を見出しているのかというのが、明確な写真を撮って来なさいというふうに言っております。そのためにトリミングを必ず意識的にするようにしていて、なので3対4ではなくて正方形で、出力しなさいというふうにはしているんですが、そういうふうにする必要はないと思うんですけど、なので構図が大事で、それから視点が大事だと思うんですが、何気なくたくさん写真撮ってもらうのも大事なんですけど、やっぱりその今撮って来た写真の中に、ただきれいとかいうのもいいんですけど、もう一度私直して、何が自分は見えているのかなというのが、できれば意識化されているものの方がいいかなと思いました。

その意味で、今日ここには何も書かれていないんですが、1つタイトルとかコメントとかすごい短いものでいいんですけど、何を撮ったのかというのが、どう思って撮ったのかというのも入っていると、よりその景観に対する視点みたいなものが見え、判断しやすいし、こういうふうに景観を見てこの写真を撮ったんだというのが分かるといいかなというふうに思いました。意見ですが。

○岸田会長 ありがとうございます。ちなみにタイトル、コメントに関しては、子供の写真賞以外は一応推薦理由とか設計者のコメントが入る訳ですね。それと同様に子供

の写真賞も、タイトルとか何を考えたかということをつけてもらうということですよ。どうでしょうか、なかなかいい御提案だと思いましたけど、どうぞ、橋委員。

○橋委員 先程土田委員おっしゃったように、やっぱりこれを審査する、その先のことを考えると、私どもの委員としては景観をいかに見ると、いかに良くするかということで多少とも寄与したいということで、いろいろさせていただいている訳で、写真については全く素人というか、写真についての評価を我々がどう考えるかというのは全然今まで問われていない訳ですね。その中で、いきなり写真を審査するとなると、多分それは無理があると思うんです。

でも今、伊藤委員がおっしゃって、ちょっとヒントになったのは景観に対する視点ということで審査というか、いろんな基準を述べるということならできると思うので、そういうことで選ぶということ。写真家の写真の側のプロの方の参加もあるということですが、それでしたら、むしろ景観に対しては我々が参考意見として、写真としていいものをプロに選んでいただくとか、その辺を手順というか重みをどのように置くのかということをおおきく決めておかないと、誰が主体的に評価するのかということが何かちょっと曖昧になってしまうんじゃないかなというふうな気がするんですけども。今のタイトルとかコメントは非常に分かりやすく良かったと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。これは写真賞に関しての選考のプロセスに関わることでございますので、かなり踏み込んだお話だと思うんですが、その辺、プロの写真家の御意見、それと最終的な判断をどういうふうに関係付けていくかというところなんですが、どうでしょうか、ほかの委員の先生方、どうぞ、太田委員。

○太田委員 先程伊藤委員がおっしゃったように、短い文章で、どういう視点で何を撮って写真を撮ったかということ、小学校の高学年ならば自分の文章で書くことは可能だと思いますし、そうすれば盗作だとか、ほかから流用したとかそういったことも防ぐことに大いに役立つのではないかと思いますので、応募者を呼んで面接するという事はちょっとできないと思いますが、そうすればその点と両方合わせてよろしいんじゃないかと思います。

そもそもこの目的は、これから文京区で育って社会人となっていく人、若い人が景観というものが大事であり、重要な公共財であるということ認識する縁（よすが）として、これを創設するという事を考えれば、自分で意見を短い文章で、それをどう認識したかを述べるということは大いによろしいんじゃないでしょうか。だから、そういう

方向に私は大賛成です。

○岸田会長 ありがとうございます。こども景観写真賞については、随分御意見を、御指摘をいただきました。

そろそろ時間もありますので、まとめていきたいと思うんですが、こども景観写真賞に関してはもう1点だけ、ちょっとよろしいですか。賞をこれはたかはま委員のお話だったんですけど、この文京区のイベントですか、パチリで、これはフォトブックももらえてとても励みになったというお話がありました。何かこれについて副賞はどうするのかというようなことは、何かお考えがある訳ですか、事務局のほうで。

○有坂幹事 特段何というのはまだ決まっていはいないんですけど、表彰状と何かしら副賞ということは考えておりますが、まだ具体的なものは決まっておられません。

○岸田会長 それでは、御指摘もあったのでちょっと御検討いただけるといいかなと。こども景観写真賞に限って、これはね、ということでよろしい訳ですね。

それですみません、宮本委員ですか、どうぞ。

○宮本委員 ありがとうございます。今、表彰の話がちょうど出たんですが、応募人数にもよると思うんですけども、児童、お子様など応募してくれた方々にも何か参加賞的なものを、粗品的なものでいいと思うんですが、応募したことで励みになるというか、そういったものを用意していただけるといいのかなと思いました。

また、表彰については、何か副賞が豪華なものとかじゃなくて、そういった賞をもらえたということだけで、子供たちはうれしいもんだと思います。

以上です。

○岸田会長 そうですね、ぜひ副賞のほうをよろしく御検討ください。財源の問題もあるでしょうから、もちろんそこも含めてお願いいたします。

それでそのほかの、もう1点、こども景観写真賞については、点数、要するに受賞作の点数は最初の議論でもあったんですけど、複数可能、しかも学年によって何か区別をするかかどうかというお話ですが、山田委員の御指摘もありましたけれど、その辺はどうでしょうか。低学年と高学年を分けるとか。そうすると当然最低2作は受賞作は出るということになりますね。だから、最初からその形式として学年で分けるかどうかという問題だと思うんですけど。

○有坂幹事 これは低学年、中学年、高学年というふうに3賞に分けるか、3年生まで、4年生から6年生までとかというふうに分けるかということで、複数の賞を与えてもい

と思いますし、一番最初に太田委員からもありましたように、やってみて見直していったらいいんじゃないかというお話もありましたので、一度いろいろやってみた上で、その経験を基に、今後また話合いをしていければいいのかなというふうには思っているので、新しい取組ですので、一度やらせていただきたいという考えです。

○岸田会長 分かりました。この件についてほかの条件についてもそうなんですが、こども景観写真賞については、御提案のとおりで基本的にはよろしいでしょうか。

検討課題はもちろんあるんですけど。では、そのほかについてはいかがですか。すみません、武田委員のほうが先だった。

○武田委員 前回も非常に気になったんですけど、このイリーガルな応募なんですよ。要するに建築基準法に写真でも何でも、建築基準法にちょっと触れているようなものが既に入っていた場合、そういうのもあらかじめもう対象から外すのか。その辺のイリーガル部分をどう扱うかというか、もうオミットしてしまうのかどうかというのを決めないと、子供の写真だって何かそんな部分が写っていて、子供らしいからって、やっぱり入選させる訳にいかないと思うんですよ。だから、その辺はどういう配慮になっているのかなというのはちょっと気になります。

○岸田会長 ありがとうございます。この件に関しては、何かありますか。

○有坂幹事 そうですね、今まで景観賞をやってきた中では、建物の写真が送られて来て、現地を確認して、景観的にはすばらしいけど、基準法には触れているものがあるとかということで、落選した物件も多くありますが、こども景観写真賞に限っては、あくまでもその写した写真そのものということ表彰の対象にしているので、事務局としては、写っているものが何か極端にすごく法に触れているようなものであれば、それはやっぱりよろしくないのかなと思いますが、基準法でどこかが防火性能がないとか、そういうことは多分その写真からは分からないことなのかなと思いますので、そこもこれからの判断、審議する上での判断基準にはなってくるかとは思いますが、今は特に厳しく制限するようなことは考えてはいません。

○岸田会長 分かりました。この問題は、写真としての違法性があるかどうかには尽きません。ですから、もし問題があるとしたら、やっぱり先程土田委員のほうからも出たようなコピー、つまり著作権に関わるような問題はあるかもしれませんが、一応こども景観写真賞なので、そういうことがないことを信じてやっていくほかないかなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。八木委員、どうぞ。

○八木委員 若干ただいまの御意見と関連するんですけども、数年間、応募のほうに回ってしまっていて、その経験からなんですけども、広告サイン、これも随分文京区内を見て回って、何かないかなというような目で見てきたんですけど、結構半数ぐらいが道路境界線から出っ張っているんですよ。とってこの店舗、商店のショーウィンドー、ファサードがなかなかいいと。

そういう点でさっきのハードルを下げたらどうか、場合によっては奨励賞という声もあったんですけど、そんなような点でこれから審議していく上でも、分科会でそういうところを検討しなきゃいけないかなと思っています。

それともう1点、建物を見て回ってしまっていて、最近文京区ばかりではないんですけど、リノベーションというのがございますよね。工場がケーキ屋さんになったり、それから、倉庫がスポーツジムになっていると。それぞれの業界には届出しているようなんですけども、それからまた、消防のチェックも受けているみたいなんですけど、肝腎な建築確認申請の用途変更をしてないといったようなことで、はじかれるというのを聞いています。

先程から出ていますように、どこまで勘弁してと言ったらおかしいんですけど、どこまでハードルを下げていくか、それから、本当の賞は難しいけども、奨励賞だとかそんなような賞を与えてもいいものやらどうやら。その辺も分科会でもこれから討議されるんでしょうけど、こういう場でも意見させてもらえればと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。これは広告賞に限らず、受賞作の違法性のチェックをどうするかという、そういうようなことと捉えましたが、これまでもその点に関しては事前に一応チェックをされていますよね。

今の御指摘は、今までのチェックでは不十分ではないかということでもある訳ですか。

○八木委員 作品の応募が減ったということがありましたので、その辺のことも関連しまして、やっぱり厳しくすべきなんだろうけども、その辺どうなのかなと、御意見を伺えればというふうに思いました。

○岸田会長 これは私のほうから御説明させていただきますと、やはりイリーガルなものに関しては、こども景観写真賞も含めて、やっぱり無理だと思うんです、無理筋ではないかと。

でするので、それによって何か応募の数が減るとか、ほかに付随的な問題が出たとして

も、こればかりはほかに対応の仕方が恐らく実際はないのではないかと思うんですが、事務局のほうではどうお考えですか。

○有坂幹事 会長おっしゃるように、そういった法に触れるようなものに文京区として賞をあげるということは、考えてはおりません。

○岸田会長 ということでございますが。

○八木委員 1つ伺いたいのは、接道面の緑化という言葉がどこかにあったんですけど、これに関してはいかがなんでしょうか。当然、道路に出っ張ってても問題ないと。

○岸田会長 緑化の問題は規定が、東京都も区もございますよね。だからその規定を肅々と適用するかどうかということだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。ちょっとごめんなさい、事務局、時間はいつぐらいまでいいんでしたっけ、審議時間は。

○有坂幹事 4時までとなっております。

○岸田会長 4時ですね、じゃあまだ十分ございますので、すみませんでした。どうぞ、金子委員ですか。

○金子委員 今、議論になっているこども景観写真賞については、あとは参加の問題で、やっぱり子供なので、ここに言葉で「児童の視点でまち並みが撮影されている」とか、景観とかまち並みとかということをどう伝えるかというのはあるのかなと思っています。それで分かりやすく言えば、あなたの好きなまちの風景を写真に撮って送ってねみたいな、そういうことで伝えていくことに実際なると思うし、そうすることが裾野を広げていくということの趣旨につながるのかなというふうに思っています。

というのは、ちょっと私が発言したいのは、そのまち並み景観賞とのことなんですけども、例えばこの選考基準のところでも、こども景観写真賞のところでは、「児童の視点でまち並みが撮影されている」というふうになっていて、この選考基準の一番最初のまだ仮称ですけど、こちらは「まち並み景観賞」となっていて、まち並み景観賞の具体的説明としては、都市景観の形成という「都市景観」という言葉も出てくるんですね。これが子供に全部、1枚の紙で伝えるのかどうかというのはまだ分かりませんが、そういうのはずっと言葉といたったときに、何か応募してねということなのかなというのは、子供に趣旨を伝える上では、それぞれみんな小学校とか中学校に通っていて、地元で好きな所を写真で送ってねというような感じがいいのかなというふうに思いますので、それは具体化するときに、御検討いただければなというふうに思っています。

それでもう1つは、統合される仮称のまち並み景観賞のところで、新たに建物などの設計者を表彰するということが提案がされているんですけども、区の魅力を生かした都市景観の形成に貢献したものを表彰していこうというときに、今、設計者のいろんな仕事の側面があって、何を表彰の対象にしているかというのは、表に表れている景観だとか風景だとかということになるというふうに思うんですけども、その視点としては、例えばここにも出ているような歴史性とか文化性とか地形だとか緑、あと周辺との調和というのは書かれています。設計者さんを表彰していくということになるというのは、今までの要素とちょっと新しい要素になってくると思うんです。設計者、施工者がいないと建物できないんで、そのことというのは少し議論になってきた経過があるというふうに思うんですけど、あくまでも景観だというふうにやってきた経過があると思うんです。

それで中身の要素としては、例えば環境負荷が小さいとか持続可能であるとか、最近だと区のいろんな事業の中にもSDGsの視点とか、そういうふうにいわれていて、そうすると設計者といったときに意匠の設計者だけなのか、設備の設計者だとか、構造の設計という分野もある訳で、そういうのが様々に景観に作用するというのも、むしろこれからあるんじゃないのかなというふうに思うんです。

その辺はどのように考えて実施していくのかということと、あとまたもう1点は、従来この賞をやっていくときに、実績のところに出ていましたけども、教育センターとか森鷗外記念館とか、区の発注した建物を含む景観だということで受賞した訳ですけども、今後は明確に区が発注した設計者が受賞対象になるようなことを仕組み上想定することになってくるので、そのことについての問題整理というのは一定必要ではないかなというふうに思うんですけども、今のところその点はどのように検討されているかというのは少し御説明いただければというふうに思います。

○岸田会長 3つ御指摘がありました。最初のこども景観写真賞に関する説明をどうするか。これは当然今日のこの資料での文案というのは、あくまでも会議用の説明でございますよね。ですから、これは具体的に公表するものについては、また別に今の委員の御指摘も踏まえて、ぜひ子供向けに分かりやすく明快にさせていただきたいと、私のほうから逆にお願いしたいと思います。

それとあと2つ目のまち並み景観賞については、優れた景観であってもそれがどのような人たちによって造られたか。非常に建築といっても多岐に課題がわたるので、誰が本当にそれをデザインしたか、造ったのかということを実際の賞の運用の中でどう工夫

していくかという御指摘だったと思いますね。

これに関してはちょっと事前に、私のほうが事務局と話を深めていたんですが、基本的には景観賞ですので、当該の景観を形づくる、要するに受賞の対象となった特徴を決めたあるいは判断したその責任者の方。それは実際には多くの場合、建築の設計者であることもあるけれど、場合によってはランドスケープアーキテクトというか、造園の専門家が加わって外構を設計するという場合もあるんですね。

確かに環境負荷が少ないデザインをしたという場合もあるし、構造的にも関わることもあるかも分からないけど、あくまでもその景観を誰が形づくったか、判断したか、そこで選考する、顕彰する、表彰するというのでいいのではないかと。

それと最後の区の発注なんかの場合、公共的な仕事ですよ。この場合、設計者の扱いというのは、それでいいのかという御指摘ですよ。これはこれまでも審議会でも何度か議論があったと思うんですけど、結局は景観の良し悪しに関しては、発注者が誰であるか、所有者が誰であるかという以前に、その景観としてどう評価するかということが重要であって、結果としては、さすがに区長さんが区長自身を表彰するということはできないけれど、ほかの第三者の方を表彰するということは許されるのではないかとというようなことになっていたと思います。

ということで、事務局で何か今の説明に補足がございましたら、どうぞ。

○有坂幹事 特にはございませんが、1点目の募集に当たっての周知については、こども景観写真賞はより分かりやすい、応募のしやすい文言でチラシやポスターなどはつくっていきたいと考えております。

2点目、3点目については、今会長がおっしゃられたような内容でよろしいかと思えます。

○岸田会長 金子委員、いかがでしょうか。もしあれば。

○金子委員 分かりました。

○岸田会長 それでは、ほかに伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 すみません、先程1点目でおっしゃられていた、こども景観写真賞の説明なんですけど、分かりやすい言葉で、募集の資料をつくっていただければと思うんですけど、せっかくの機会なので、この景観計画の最初に書かれている本計画における景観とはというところを少し優しい言葉で、下の方とかでいいんですけど、ポスターとかチラシとかつくるときに、景観という概念があるんだよということを啓蒙的というか、入

れていただけると、募集自体はもっと優しい言葉でいいと思うんですけど、是非この景観とは何かということをごく簡単にでもいいので入れていただけると、今後につながるかなというふうに思いました。すいません。

○岸田会長 ありがとうございます。今の箇所は。

○伊藤委員 一番最初です。「はじめに」の1ページ目です。(1)本計画における「景観」とはというところで、長いのもっと1ページ目から2ページ目がそれに当たるんですが、ここまで書かなくてもいいんですけど、そもそも景観という概念があるんだと。その中で私たちは生活していて、その生活を豊かにするものでもあり、逆に良くない景観があると、いろいろ支障を来しますというようなことが伝わるといいなと思っています。

○岸田会長 ありがとうございます。それで、この伊藤委員の御指摘と、先程金子委員がおっしゃっていたこととも関連するんですけど、今回3賞を統合したまち並み景観賞、このタイトルに「まち並み」というのが入っていて、これまでの伊藤委員がおっしゃられた景観の定義、要するにまちの良さ、風景、これにかなり限定を加えている訳ですね、タイトルとしては。

ちょっと私のほうでも、まち並み景観賞、「まち並み」というと何か通りに面して、建造物等が連続的あるいは継起的につながっていくという状況を一般的には指すので、そういう意味からすると「文の京都市景観賞」という大きな賞のタイトルがあって、本体になる賞は、まち並みの景観賞だということになっている点について、ちょっと委員の方の御意見を伺いたいと思っています。いかがでしょうか、発言を受けて。伊藤委員。

○伊藤委員 そうですね、より適切な言葉があるといいなとは思いますが、ちょっと確認なんですけど、これは従来どおり対象は建築物だけではなくて街路であるとか樹木であるとか、そういったもの全て含まれるという理解でよろしいでしょうか。必ずしも建築じゃなくてもいいということですよ。

○有坂幹事 広告も含めて全てです。

○伊藤委員 そうですね、広告も含めてということですね。

○岸田会長 素朴に言って都市景観賞で、それで本体がまち並み景観賞になっているという、そこですね、そこなんです。それでやはり最初の本体のほうの定義からすると、まちの様子、これはまち並みなのかなという気もするんですが、一方、風景となると比

較的ぱっと開けて、あまりまち並みの連続性を感じないような場所も評価していこうという意味があると思うんですけど、橋委員、どうぞ。

○橋委員 岸田会長のおっしゃるとおり、やっぱり急に「まち並み」というのはかなり制限するような印象を与えたいと思います。ここも素直に景観賞でもいいんじゃないかと思います。あるいは文京区景観賞とか、これがメインの今までの3つを統合した何か主たる賞みたいな感じなので、そういうふうに「まち並み」とか何か限定しないほうがふさわしいような気がします。

○岸田会長 ありがとうございます。金子委員、どうぞ。

○金子委員 私も今の会長の問題提起と共通するんですが、先程私、子供の景観賞の説明で「まち並み」と入っているというところで、言葉は一緒なんですということを発言したんですが、そういうことで見てみると、この要綱の1条のところでは、建築から始まって「まち並み等」ということで、それが構成している優れた景観ということになっていますよね。つまり、その前段部分はあくまでも例示的な列挙であって、その1つをぽこっと賞の名称にするということだと、言葉から捉えられる、言葉上規定してしまうということと同時に、こういう本来の趣旨という点からも違うものになってしまう、違う方向に規制してしまうという作用も出てくるんじゃないかなと思うんです。

先程、私は子供に分かりやすくというときに、あなたの好きなまちの風景とかというと、風景という言葉はありますけども、やっぱり風景とか景観ということ、それを、文京区を、私たちのまちを都市と捉えるかどうかということも、景観というのは主観の中にもそういう要素が非常に強いものだというふうに思いますので、「まち並み」ということでいくよりも、橋委員おっしゃったような景観とか風景という言葉がどこまで妥当するか分かりませんが、そういった一般的な全体的な概念を賞の名前に付けて、お知らせしたほうが本来の意図に近づくのかなというふうに思います。

○岸田会長 ありがとうございます。どうでしょうか、賞自体の名称の件ですけど、土田委員、どうでしょうか。

○土田委員 すみません、今、皆さんからの意見に反抗する訳じゃないんですけど、要するに景観創造賞が新しくできてくる、これからの期待する景観だとすると、ふるさと景観賞というのは今まであったものを大事にしようという話、保全改修型というか、保全系の話と創出系の話を広告という小さなパーツも加えて一緒にしたときに、多分言葉がなくて困って「まち並み」になったんだと思うんですけど、悪口言ってもしょうがな

いので、要は「まち並み」と言うと軟らかくなるので、逆に風景という、今度、風土文化みたいな話が、中村先生の風景学じゃないんですけど、ちょっと重くなってきちゃう感じがするので、例えばアイデアとしては、景観という言葉を使うのであれば、事務局はすごく大変になるとは思いますけど、一番上のタイトルが文の京都市景観賞というとてもいい言葉になっちゃっているので、これをただの文京区都市景観賞にして、文の京景観賞というのを、新しいものも古きよきものもというようなところのニュアンスで、緩くというと失礼ですね、総合、包括的な概念としてメインタイトルを、景観賞の名前を考えますよみたいな話のほうが、ちょっとどうかなというのはいけません。

○岸田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

事務局にお聞きしますが、今の土田委員の御指摘、1つのアイデアだと思うんですけども、実際、事務的というか、作業的にこれは賞自体の大本の改称というのはできるんですか。もちろん当然あり得るとは思うんですけど、実際的にあり得るのかどうかという点でいかがでしょうか。

○土田委員 繰り返しでもいいような気がする、賞の名前と。

○有坂幹事 確かに第1回、第2回は「文京区都市景観賞」というタイトルだったんです。3回目から「文の京都市景観賞」というふうに冠が変わっているということがありますので、先程の土田委員のお話だと、1回目、2回目の元のタイトルに戻して、「文の京景観賞」というのを文京区都市景観賞の下につくるといってお話なので、できないことはない。

○岸田会長 むしろ変更というよりも元に戻すということなんですね、文京区景観賞とするならばですね。

○有坂幹事 そうですね、第3回目のところから文の京というふうに文京区のことを言っていこうということで、文京区として文の京というのを発信してきたので、文の京都市景観賞というふうに改名しているんだと思うんですけど。

○岸田会長 つまり改名のバックグラウンドとしては、やっぱり意味が込められている訳ですね、全体に文の京と読み替えているところにですね。

ということも含めて、あと最初に橘委員からも御提案があったんですが、個別のまち並み景観賞の「まち並み」を取っちゃったらどうかという御提案もありましたね。

○有坂幹事 そうですね、それにつきましては、先程土田委員からもありましたけど、今までの景観創造賞とか、単なる景観賞ではなくて何か付随している言葉があったので、

最初の説明の中でも言わせていただきましたが、全部をひっくるめて「まち並み」だということで、事務局としては考えてそういった名称になっているということで、文の京都市景観賞というものの下に単に景観賞というのだと、どうかなというのがありまして。

○岸田会長 伊藤委員。

○伊藤委員 別にいい案がある訳ではないんですが、文の京都市景観賞ってとても良い名前なので、このまま冠にあるといいかなと個人的には思ったりしました。要綱のほうを見ると先程「まち並み」というのは一部ではないかというふうに、第1条だと確かにそのとおりで一部だなと思ったんですが、第4条の景観創造賞の説明を見ると、「地域のまち並みにふさわしい景観を新たに創造している建築物等」と書いてあって、このまち並みはまた別なのかなと思ったりして、何かあまり良くないんですけど地域景観賞。全体の今の案が区の魅力を生かした都市景観の形成に貢献しているものなので、何か区の、この地域らしさを表す、いずれにしても地域になじんだ地域らしさを表すものなのかなというふうには思ったんですが、ちょっと一番いい賞には聞こえないかもしれないですね。すみません、感想みたいになってしまいました。

○岸田会長 いや、もうこうなってくると選択、結合の選択になってくるんですが、ロジカルに考えると、あと可能性があるのは、「まち並み」のほうを例えば「文京区」と置き換える、文京区景観賞というのものもあるかもしれませんよね。

ここで、要は課題をいただいたということで、さらに検討を深めて必要があればメール審議などで、結論を出すということもできるんでしょうか。

○有坂幹事 そうですね、できればこういったコロナの状況もありますので、今日のこの1回目の審議会で、答申ということで結論を出していただきたかったところではあるんですけど、なかなか細かいところまで決まらないということであれば、こういう会を開催するのはなかなか難しいかと思しますので、書面開催等により皆さんに御意見を伺えればと思っています。

○岸田会長 もし、そういうことでさらなる審議と結論を出すという機会があるんだったら、特にこの賞のタイトルに関わる問題が提起されたので、そうさせていただいたほうがいいように思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岸田会長 御了承いただいたということで、これについては腹案を幾つか用意して、御審議いただくということにいたしましょうか、賞のタイトルについてはですね。

そのほかの問題はどうでしょうか、改めていろいろ賞の趣旨とかですね、あるいはその運用の仕方等について。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ちょっと質問があるんですが、幾つか。先程御説明のときに200平米以上と200平米未満に分けてという話があったんですが、それは別々に審査をして別々に賞を出すという話なのか、ちょっとどういう趣旨なのか教えていただきたいというのが1点。

それから選考基準について、1、2、3、4と4つありまして、これは多分元のものの共通点を出しているんだと思うんですけど、その下に建物に関する基準と広告物に関する基準というのがあるんですが、この関係、割と下の方は細かい話が多くて、建築に関しては割と色彩とかそういう処理の仕方みたいな話が多いかなと思いましたが、この上の4点と下の建築物、広告物の基準との関係をちょっと教えてください。

○岸田会長 いかがですか。

○有坂幹事 まず200平米以上か未満かに分けたというのは、幾つかの案としてはあったんですが、届出をさせていただいている物件ですね、協議を文京区としているのが400平米というの1つあるんですが、一低層の地域においては、200平米ということで200平米以上のものを協議しているということがありまして、今回米田委員からの御提案で、なるべく小さいものにも賞をあげたいということがありましたので、400平米というよりは、200平米というところで1つラインを引いて、それに満たないものとそれ以上のものというところでそれぞれに賞を与えていこうかなということになります。

それと基準につきましては、先程伊藤委員もおっしゃられましたように1、2、3、4については、これまでの基準のところからとか、あとは景観計画の中からも引っ張ってきているものになりまして、これだけだとなかなか広告なんかは特にこの4つだけでは選考できなくて、4番しか当てはまるものがないかなというところでもありますので、なるべくその辺細かく分かったほうがいいかというのがあって、景観計画の中から建物と広告物についてはそれぞれもう少し明確な基準を引っ張ってきているということです。

○伊藤委員 ありがとうございます。200平米以上未満で、両方2つ賞を出すということでしたので、先程の名称とも若干関係をするかも、同じ名前で両方出すのかもしれないんですが、ちょっとその辺りもどう区別するのかというのを、案をつくっていただければと思います。

それから基準については、やっぱり上の4つの方が包括的な考え方だと思いますので、下もそれぞれ個別で大事なんですが、若干これだけだと矮小化されているみたいに見えてしまうので、両方というか、まずこの4つがあって、具体的にこういうところにも配慮してくださいねという、下の方の扱いという。やっぱり上の4つがまずあるというふうな扱いにしていただけると分かりやすいかなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。2つ目の問題についての御指摘は、これは実際公表されるもので、重み付けをしていくことは今後できる訳ですね。4つの基準をまずベースにして、その下である意味、軽い扱いとして例えばこういうような基準があって、そういうことでよろしいですよ、御趣旨としては。

○伊藤委員 そうですね、まず、何かこの下の基準で選ぶみたいになってしまうと、こちらが優先ということになってしまうと、地域らしさを、区の魅力を生かした都市景観の形成に貢献しているという意味では、若干、矮小化されるのでそういう意味で4つがあって具体的には下のこういった点も考慮してくださいという扱いでされたほうが、いいのかなという意見です。

○岸田会長 ありがとうございます。事務局からも。

○有坂幹事 ありがとうございます。これまでも、ちょっと景観賞を選ぶに当たってはぼんやりした基準になっていたんですが、表彰分科会でもそうですし、審議会でもそうなんですが、まずは上の4つで選んでいただいて、どちらにするかとかという最終的に迷ったときにこの下の基準を、建築物と広告物については、適用していただきたいなという考えではありました。

○岸田会長 分かりました。ただ、ちょっと私のほうから一言申し上げたいんですが、これ基準という言葉を使って説明されるんですか、基準。具体的には先程ちょっと申し上げたことに関連あるんだけど、基準というよりも例えばこういう判断の目安があるとか例示的に扱われるともっとずっと軽くなるんじゃないでしょうか。

○有坂幹事 これが要綱の第8条に「別表に定める選考基準」ということであって、基準ということになっているんですが、ただ、今回こども景観写真賞などを加えていくということになりますと、要綱自体も改定しないといけませんので、その辺については、基準という言葉から別の言葉に変えるというのはできることだと思います。

○岸田会長 可能でございますか。ありがとうございます。是非そういう方向で御検討いただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。浅川委員、どうぞ。

○浅川委員 この基準のところなんですけども、前に使っていた基準とちょっと見比べてみたんですけども、例えば建物に関する基準の上から1番目、2番目と広告物に関する基準の1番目、2番目が前で言うところの景観広告賞の基準になっているんです。あれって広告のほうが大事なかとちょっと思っちゃったりとか、あとは前のというのは、参考資料第1号のホチキス留めの中のところに入っていたんですけども、その以前の景観創造賞のところの基準というんですかね、あまり基準と言っちゃいけないのかもしれないんですけど、結構デザインという言葉が入っていたんです。それが消えていて、デザインってすごく説得力のある言葉なのに何で入ってないのかな。それでこの景観創造賞の例えば3番のところ、前のやつですと「地域の特色をデザインに生かし」とあって、今回これから変更案として、この基準の1番のところ「起伏に富んだ地形を生かしているもの」と書いてあって、これが4つあるうちの一番最初に来ると、これが公の皆さんへのこういう基準ですよというのがなければ別に構わないんですけども、内々のことだったらいいんですけども、これがもし1番から4番が表に出たときに、どうしても1番が一番大事なことなのかなとか、そういうふうに勘違いしてしまうこともあるかなと。

なぜデザインという言葉をなくしたのかということと、それから、起伏に富んだ地形じゃなきゃいけないのという、これがちょっと勘違いされてしまうんじゃないかなと。それと先程も言った景観広告賞の内容がすごく含まれているところがちょっと気になったので、教えていただきたいんですけど。

○岸田会長 かなり具体的な選考基準に関する御意見だと思います。いかがでしょうか、幾つか御指摘ありました。

○有坂幹事 まず起伏に富んだ地形というのを入れているのは、起伏に富んだ地形というのが文京区の景観特性の1つであるというところから、まち並み景観賞ということも事務局としては考えていたので、まず、起伏に富んだ地形というところで1番に挙げているんですが、1番が一番大事だということでの順位付けではないんですけど、そういったことで考えさせていただきました。

また、従来の景観賞の選考基準にあるそのデザインという言葉、こちらにつきましては、特に意図して抜いたことではないんですけど、これからまた基準という言葉も含めて、一度これを再考したいと思いますので、また、ここは改めて御意見いただければと思っ

ております。

○岸田会長 どうぞ。

○浅川委員 先程もちよっと言いましたけれども、この並び順でやっぱり1番ってすごく皆さんが、この部分が大事で、そうやって景観賞が選ばれているんだなって思ってしまうと思うので、その辺りの並び順も考えていただきながらというふうに、私の要望としたいと思います。お願いします。

○岸田会長 ありがとうございます。確かにもうちょっと全体としてバランスが取れた基準というか、例示ができるような気もいたしますので、是非検討をさらに進めていただきたいと思います。これも賞の名称と併せて、御審議再度いただくということでもよろしいでしょうか。

事務局もそれでよろしいですかね。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 関連して、伊藤委員。

○伊藤委員 関連してなんですが、今、浅川委員御指摘くださったとおり、なかなか2つの賞、3つの賞を合わせているので難しいんですが、現在の基準だとランドマーク的なものがちょっと入りづらいかなという感じは、割と創造賞的な新しく景観を造っていくというところが、若干読み取りづらいかなというふうには思いましたので、やっぱり調和、配慮みたいところが強調されているようには見えたので、デザインという言葉をどこかに使うというのも1つの案かなというふうに思いました。案を提示してくださることなので、ちょっとそれも含めて検討していただければ。

○岸田会長 今、伊藤委員がおっしゃったランドマークというのは、要するに周りに比べると突出した高さとか大きさを持った建造物ができて、その周辺の風景がこれまでと違った新しいものだ、そういうものですね、ランドマークというのは。

○伊藤委員 そうですね、特に大きいとかそういうことでなくてもいいんですけど、やっぱりアイストップになるとか、なじんで周りとの一体化するだけではない魅力のつくり方って本来はあると思うので、必ずしも大きい、高い、派手とかそういう意味ではないんですが、割となじませていく、なじむというのは何をなじむと言うかにもよるんですが、言うほうが強調されて見えて、少しその創造賞にあった、先進的なデザインにより個性豊かな都市景観の形成に貢献しているといったようなニュアンスのものが出てきづらいのかなというふうに感じました。

○**岸田会長** ありがとうございます。これから事務局のほうでこの基準については再考いただくということなんですが、場合によっては、伊藤委員のほうから多分ランドマークという話になると、エッジとかノードとかという都市の概念に連なっていくので、多少、アドバイスというか御意見をいただければと思います。どうぞ。

○**太田委員** 今の基準等についての表記の問題が出ましたから、その例えば基準という建物に関する基準として、括弧で、以下、主要なものを列記するが、必ずしもそれに限定するものではないというふうな括弧書きを付ければよろしいんじゃないでしょうか。そしてまた、注にそうしたものは定期的に見直すこともあり得ると。

○**岸田会長** 分かりました。ありがとうございます。今の御指摘も含めてその辺のまとめ方を御検討いただければと思います。

○**土田委員** すみません、しつこくて恐縮なんですけど、まさにこの資料第2号でお示しいただいた部分、先程20年の節目にずっとやってきた創造賞とふるさとという創出系と保全系の景観の賞を持っていたことは、やっぱり引き続きマインドとして持っているよという表明はしなきゃいけないような気がしていて、それが個別には先程前の基準にあったのにこっちにないとか、広告がぎらついちゃうとか、そういうのがあると思うので、例えば景観創造賞の創造という言葉だったりとか、ふるさと景観賞のふるさとだったりとかというのは、ある程度デザインも含めてですけど、作文的にはきちんと継承していただいて、個別だったものを総合的に扱う、非常に応募者にしてみればハードルを上げちゃっているんですけど、応募者に対してハードルを上げているんですけど、そういうふうに。これはもう景観計画自体は公共の政策ですから、20年やって一定の成果が出て、皆さんの理解も深まってきたので、ますますこれから一緒に考えていこう、議論していこうというところのステージに入ったというようなことも事前にうたった上で、こういう変更を加えるという話をしていただいて、逆に審議会側ないしは表彰委員会の課題になるんですけど、ここの応募のこれですね。さっきの子供の側のトライアルにもなるんですけど、写真が添えられて、なぜ私はこの景観がという話。

実はこれ、前の御担当には断って、その写真とこのテキストのやつを僕のほうで分析をしたんですけど、写真が下手くそというか、ごめんなさい、応募者が御高齢のこともあって、写真があまりこの文章と合っていないとか、とてもいいことをおっしゃっているところがどうやったら分析して読み込めるのかみたいなやつって、実は結構大きな課題だったんですよ、景観調査研究的に。

そういう意味だと、ここにその応募のときの投げ方とリアクションとして返ってきたものと、改めて文京の景観どうしていくんだという協働の方策みたいなやつを探るツールとしてこれが機能しないといけないので、すみません、いろいろなことを申し上げましたけど、この基準のところは前の言葉もきちんと生かしながら、そういう趣旨で統合化しているということを書いていただくと、とてもうれしいなというお願いです。

○岸田会長 御指摘ありがとうございました。武田委員、どうぞ。

○武田委員 すみません、私は去年ちょっとこれに携わったことがあるんですけど、やっぱりその粗選考するときに、この公募委員が実際粗選考させてもらったというのがあるんですけど、やっぱり基準というのはすごく大事なんです。それでそのメンバーにかかわらずどんなグループがやっても、やっぱり浮かんでくるものが浮かんでくるような、デジタルな1、2、3、4の評価を付けるとは言わないですけど、そういうような仕組みをこの基準というような格好で定義していかないと、このグループだったら全く別の方が選考されるというのはやっぱりまずいなという感じがありますので、そういう見方とか、呼び方はあれなんですけど、どんなグループが選んでもやっぱりこの趣旨に合った同じようなものが選ばれてくるという仕組みを、やっぱりつくっていくべきじゃないかなと思っております。

○岸田会長 ありがとうございます。今の御指摘は土田委員も、これまでの賞の基準というか、選ぶ目的をある程度継承していくということが重要だという御指摘で、武田委員のお話もそれに深く関係していると思うんです。土田委員の御指摘は基準の根本は継承し、それをはっきりさせると、打ち出すと、それが重要だということで、確かに今回の刷新はある意味応募が少なくなったから変えるという意味じゃなくて、新しい魅力を捉えていくということでもある訳ですから、やっぱり今までの実績を踏まえて、実績というのはどういうものが顕彰されたかということも踏まえて、発展的に捉え直すという方向で是非まとめていただきたいと思います。

ということで、時間がありますので橘委員を最後にしてよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○橘委員 応募数が減少してきたということなんですけども、そのバックグラウンドを考えてみると一般の区民の立場として、景観というのは大切なものだと思いますが、やはり何か漠然としている訳ですね。それで景観賞があるという前に景観というものが非常に大事なことであり、豊かな生活に直接我々関わるんだと。その辺はこの賞から

外れるかも分かりませんが、区のほうからもっと発信していただいて、文京区は景観を大切に作る区なんだということをやっぱり区民がもっと実感しないと、この景観賞のことにも関心が向いていきにくいのではないかと思います。

それから景観賞は19年やって、大体60数件選ばれた訳ですけども、この既に選ばれたもの、先程岸田会長おっしゃったように、実績をもうちょっと見直すというか、こういう実績があったということ、区民のほうにもまだまだ知らない人もいると思うんです。過去にこんなのがあって、これはどういう機会にそういうPRをすればいいかは思いつきませんが、過去の受賞実績も絶えず我々の区の財産として、景観の財産として見て浸透していくという施策も大事かなというふうに思います。

この賞をつくるというのももちろん減少に歯止めがかかるとは思いますけども、減少傾向というのはもうちょっと問題が広いような感じがして、そこら辺まで考えていけたらというふうに思います。

○武田委員 選びっぱなしではつまらない。

○岸田会長 貴重な御意見ありがとうございました。今、御指摘の1点は、確かに一番重要な根本的なところですよ。区長さんもおっしゃっていましたが、景観というのはやはり区民全体の公共財だと、財産だという視点をしっかりと打ち出しながら、同時にこれまで19年にわたってこういうものが表彰されて、それでそれはこういうふうに景観の共有に役立ったという総括もどこかでしていったほうがいいのではないかと思います。是非ちょっとその辺も含めて、今回の改定に当たっていただければと思います。

ということで、大体予定していた時間になりました。宿題がありますので、時期的にはまだ分かりませんが、メール審議なり、あるいは書面会議ですか、その辺の開催がいつ頃になるかと。分からないけれども、いずれにしても宿題になったことは、またお諮りしますので、その節にはよろしく願いいたします。

事務局のほうからほかにありますか。

○有坂幹事 御審議ありがとうございました。今日幾つか宿題はある状況ではございますが、今日の審議結果としましては、1点目の景観創造賞、ふるさと景観賞、あと景観広告賞、これを統合して1つの賞にするということについては、皆さん、意見一致して、了承していただいたということによろしいかと思います。

それとさらに新たにつくるその3賞を統合した賞の中に、設計者も表彰の対象として表彰するという、さらに、その賞の対象に敷地面積200平方メートル以上と未満

という物件も加えていくということについてはよろしかったでしょうか。

それと2点目の新賞として、こちらは特に賞の名前については御意見はなかったですが、こども景観写真賞というものを創設していくと。また、そのこども景観写真賞の対象にする中で、賞を低学年、中学年、高学年というふうに分けるかどうかということについては、事務局のほうでまた検討して、今後、賞の名前や基準など併せて、また、皆様に御意見をいただきたいと思っています。

○岸田会長 ありがとうございます。実はこの審議会は、冒頭に区長のほうから諮問がありましたので、それに対する答申ですか。これは取りあえず今日のところはペンディングということでよろしい訳ですね。

○有坂幹事 はい。

○岸田会長 審議を経て、最終的な審議を経て、結論をまとめ、それで答申したいと思います。

ということで、ほかになればこれで今日の審議会は終わりにしたいと思います。長時間にわたりありがとうございました。

— 了 —